

国立病院機構小倉医療センター研究利益相反審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構小倉医療センターにおける研究に関する利益相反管理規程第3条の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構九州医療センターに設置する独立行政法人国立病院機構小倉医療センター研究利益相反審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、臨床研究等に係る利益相反に関する事項について審議及び管理を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、独立行政法人国立病院機構の役職員以外の者を含む男女両性をもって構成する。

- 2 委員は、院長が委嘱する。
- 3 院長は、委員になることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合は、院長は速やかに新たな委員を委嘱する。この場合の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。またその他代行等が必要な場合院長が委員の中から指名するものとする。

- 2 委員長は、委員会を統括するとともに、会議を招集し、その議長となる。

(管理の手順及び実施)

第6条 臨床研究等に係る利益相反の管理の手順及び実施については、院長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年 4月13日から施行する。

この規程は、平成30年 8月27日から施行する。

この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。